

# 前田家本色葉字類抄掲出漢字に並記された別訓の機能

村田 正英

はじめに

一、色葉字類抄掲出漢字に並記された訓における主訓・別訓の區別

二、色葉字類抄掲出漢字に並記された別訓の重出について

三、和名類聚抄における和訓の掲出順位との比較

まとめ

はじめに

橘忠兼編の「色葉字類抄」は、漢字をそのよみの第一音節の違いによってイロハ順に配列した院政時代の字書である。したがって、各漢字はそのよみの第一音節の違いに基づきイロハの各篇にふり分けら

れており、それぞれの漢字の下には、そのふり分けの基準となつたよみが片仮名で示されている。

ところで、一つの漢字に対して二通り以上の和訓（以下これを「訓」と称する）が考えられる時、色葉字類抄では当該漢字の下にそれらの訓を並記することがある。

ex. <sup>シム又ヌ</sup>寝 <sup>イネタリ</sup>寝 徳 睡 眠 宿 <sup>ト上同</sup> (一篇人事部)

このような場合、いずれの訓をふり分けの基準となつた訓（以下これを「主訓」と称する）と考えれば良いのであろうか。そして、この主訓と同時に並記されたその他の訓（以下これを「別訓」と称する）は主訓に対してどのような点はたらきを有しているのであらうか。本稿は以上の点について、いささかの考察を試みるものである。

なお、今回の考察にあたっては「前田家本色葉字類抄」のみを対象とし、黒川家本の「色葉字類抄」は直接の対象とはしなかった。また、今回は和訓の並記にのみ対象を限定したので、字類抄各部のうち豊字部の前半（字音語の部分）の諸例やその他字音語と和語との並記の例はとり上げなかった。さらに又、諸社・諸寺・国郡・官職・姓氏・名字の各部は取り扱わなかった。これらの諸部において二つ以上の訓の並記を期待することはできなると考えたからである。

一、色葉字類抄掲出漢字に並記された訓における主訓・別訓の区別

色葉字類抄の掲出漢字に並記された訓のうち、そのいづれを主訓と認めるべきかについて、若干の用例をもとに考察を加えてみる。

- (1) 助<sup>シ</sup>鋪<sup>ッ</sup> ヒタキヤ (ヒ地儀)

- (2) 狭<sup>サシ</sup> 候<sup>反</sup> 隘<sup>反</sup> 又作<sup>反</sup> 映 (サ辞字)

右の場合、その所屬する篇から、それぞれ「ヒタ

キヤ」「サシ」を主訓と認めてよからうと考える。なおこの時、その主訓が他の訓に対して右側または上方に記されている事にも注意したい。

- (3) 寢<sup>ヌ</sup> 又イヌ (又人事)

- (4) 荇<sup>クワ</sup> 草<sup>サカユ</sup> 榮<sup>又ナ</sup> 貞 (サ植物)

右の場合、「又」字の有無によって主訓・別訓の区別は比較的容易であるが、なおその所屬する篇からも「又」字の附されていない方の訓を主訓と認めるべきことが確かめられる。

- (5) 媚<sup>コヒ</sup> 明<sup>秘</sup> 反<sup>百</sup> 一<sup>ケラ</sup> コヒタリ 嬌<sup>ケラ</sup> 眩<sup>反</sup> 倚<sup>反</sup> 圍<sup>反</sup> 詔<sup>反</sup> 上<sup>反</sup> 同 (コ人事)

- (6) 掛<sup>カケ</sup> カケクモ (カ辞字)

右の例は、それぞれ人事部・辞字部に属しているが、色葉字類抄における人事部・辞字部所屬の漢字の配列は、原則としてその漢字の訓の音節数の少ないものからの順になっている。(5)の場合その前後には、コト(事)・コヒ(戀)……コウ(功)とニ音節の語が並んでおり、この事から、「コフ」が(5)における主訓であることがわかる。また(6)の場合、カミ

ナラス(噓)カタキアリ(兩)……カフラシム(被)と五音節の語が並んでいることから、「カケマクモ」がこの場合の主訓であることがわかるのである。なお、ここでも、その主訓が、並記された訓の一番右側に位置していることに気付く。

以上(1)(2)の諸例をもとにまとめめるならば、大略次のことが言えようかと考える。

1. 並記された訓のうち、その一方に「又」字が附されていゝる場合、「又」字の附されていない方の訓が主訓であると認められる。

2. 並記された訓のうち、そのいずれにも「又」字が附されていない場合、他の訓に対して右側または上方の訓が主訓と認められる。すなわち、書記上最初に記される訓が主訓であると考えられる。

二、色葉字類抄掲出漢字に並記された別訓の重出について

さて、以上見てきたように、掲出漢字の主訓は当該漢字の訓を示すと共にその漢字の色葉字類抄における所屬・配列を決定するものである。ところで、この主訓とそれに対する別訓との間には何らかの質的な違いが存するのであるうか。たとえば、主訓と

して掲げられた訓が当該漢字の訓として当時より日常的あるいは基本的な訓を示していたと考えてよいのであるうか。もしそうであるならば、主訓・別訓の違いは色葉字類抄において固定しているはずである。ところが次のような例が存在する。

(1) 石<sup>イハクスリ</sup> 又 スクナヒコノクスネ (イ植物)

(1) 石<sup>コク</sup> 又 イハクスリ (ス植物)

(2) 助<sup>ヒタキヤ</sup> 又 ヒタキヤ (ヒ地儀)

(2) 助<sup>コヤ</sup> 又 ヒタキヤ (コ地儀)

(3) 天<sup>ハナキラル</sup> 又 ヒタキラル (ハ人事)

(3) 天<sup>ヒタキラル</sup> (ヒ人事)

たとえば、(1)では「イハクスリ」が主訓であり、「スクナヒコノクスネ」が別訓であるのに、(1)では逆に「スクナヒコノクスネ」が主訓、「イハクスリ」が別訓となっている。(2)においても、(2)では主訓となつてゐる「ヒタキヤ」が(2)では明らかに別訓と

なっている。又、(3)においては別訓である「ヒタヒキラル」が、(4)においては「天」字の訓としてた一つ挙げられているのである。

こうした事から、主訓と別訓との関係は、訓としての日常性云々といったような固定された関係では必ずしも無いことが予想される。

それでは、主訓と別訓とは一体どのような関係で結ばれているのであろうか。この事を考えるために、右に挙げたような、ある漢字に対し別訓として掲げられてゐる訓が、色葉字類抄の他の箇所において当該漢字と同じ漢字の主訓として見出せる例が、色葉字類抄にとれ程存するのかを調べてみた。

まず、ここで筆者が訓の並記として扱ったのはどのような場合であるのか、用例全てを整理し類型化したものを次に示す。図中、○は掲出漢字、□は仮名で記された和訓を示す。但し、和訓相互の位置については便宜上、上下の配置を左右に置き換えたものもある。各類型の下に括弧で示したのは、その型に該当する用例の数である。

A. 当該漢字のすぐ下に主訓・別訓が並記されてゐるもの (①②の数字は類型番号である)

- ① ○ □ □ □ (4)
- ② ○ □ □ □ ○ 同 (4)
- ③ ○ □ □ □ (部分訓) ○ 同 (1)
- ④ ○ □ □ □ (1)
- ⑤ ○ □ □ □ ○ 同 (1)
- ⑥ ○ □ □ □ 又 □ □ (2)
- ⑦ ○ □ □ □ 俗云 □ ○ 同 (1)
- ⑧ ○ □ □ □ (60)
- ⑨ ○ □ □ □ ○ 同 (126)
- ⑩ ○ □ □ □ (部分訓) (2)
- ⑪ ○ □ □ □ (部分訓) ○ 同 (5)

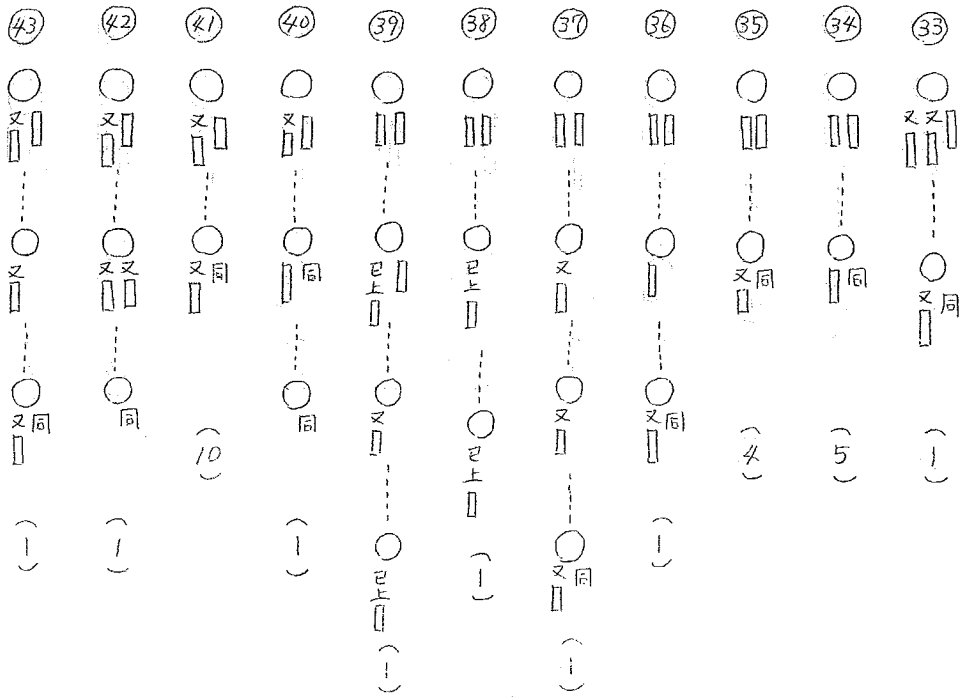
- ②3 ○ ㇀ ㇀ 歟 (2)
- ②2 ○ ㇀ ㇀ 俗 ..... ○ 同 (2)
- ②0 ○ 和名云 ㇀ ㇀ (1)
- ①9 ○ 一云 ㇀ ㇀ ..... ○ 同 (1)
- ①8 ○ 二云 ㇀ ㇀ (1)
- ①7 ○ 俗 ㇀ ㇀ ..... ○ 同 (1)
- ①6 ○ 俗 ㇀ ㇀ (1)
- ①5 ○ 俗云 ㇀ ㇀ ..... ○ 同 (4)
- ①4 ○ 俗云 ㇀ ㇀ (3)
- ①3 ○ 又 ㇀ ㇀ ..... ○ 同 (56)
- ①2 ○ 又 ㇀ ㇀ (98)
- ②4 ○ 又 ㇀ ㇀ 俗 (1)

- ②5 ○ 又 ㇀ ㇀ 訓 (1)

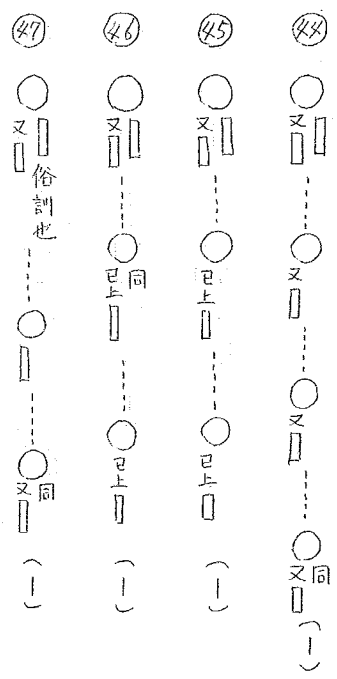
B. 当該漢字において、主訓は上掲の訓を受けて、「同」字で示されるか又は省記され、別訓のみが仮名で示されているもの

- ②6 ○ ..... ○ 同 (18)
- ②7 ○ ..... ○ 同 (1)
- ②8 ○ ..... ○ 同 ..... ○ 同 ..... ○ 同 (1)
- ②9 ○ ..... ○ 同 ..... ○ 同 (36)
- ③0 ○ ..... ○ 又 ㇀ ㇀ ..... ○ 又 ㇀ ㇀ (4)
- ③1 ○ ..... ○ 俗云 ㇀ ㇀ (1)
- ③2 ○ ..... ○ 有書 ㇀ ㇀ (1)

C. AとBとの両型混合



以上、全用例数は四七三例。



次に、掲出漢字の別訓が色葉字類抄の他の箇所において当該漢字と同じ漢字の主訓として掲げられた例が、右に示した全用例中どの程度存するかについて調査した結果を表にして示す。但し、この表には先に挙げた四七の類型のうち①②④⑤⑥⑧⑨⑬⑯⑳㉑㉒㉓㉔の一五類型の結果のみを示した。この一五の型が、四七類型の中にあつて比較的単純でかつ基本的な型であると考えたためである。なお、表に示さなかつた三二の型においては、その用例数は三二類型全てを合わせても四四例であり、これは全四七三例中約九パーセントを占めるに過ぎない。表では、別訓が他の箇所において当該漢字と同じ

漢字の主訓として見出せる（以下これを「重出」と称する）ものと主訓としては見出せないものとを分け、さらにそれそれぞれ主訓と別訓との第一音節が互いに等しいか異なるかによって分けた。また、動詞・形容詞など名詞以外の訓が比較的多く見出せる人事・辞字・疊字の各部を、名詞の訓を中心とする

他の諸部とは別にした。さらにその中でも、掲出漢字が常に熟字で示される疊字部（後半部分）を他と区別した。なお、類型①②④⑤⑥⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺において、表中の数字は先掲した用例数の二倍になっていることをお断りする。

計	ないもの		重出するもの		部名	類	型
	主訓と別訓との第一音節が互いに異なるもの	主訓と別訓との第一音節が互いに等しいもの	主訓と別訓との第一音節が互いに異なるもの	主訓と別訓との第一音節が互いに等しいもの			
2	0	1	0	1	人事	辞字	①
0	0	0	0	0	疊	その他	
6	0	6	0	0	その他	計	
8	0	7	0	1	人事	辞字	②
4	0	0	4	0	疊	その他	
0	0	0	0	0	その他	計	
4	0	1	3	0	人事	辞字	④
8	0	1	7	0	疊	その他	
0	0	0	0	0	その他	計	
2	1	0	1	0	人事	辞字	⑤
2	1	0	1	0	疊	その他	
2	0	1	1	0	その他	計	
0	0	0	0	0	人事	辞字	⑥
0	0	0	0	0	疊	その他	
2	0	2	0	0	その他	計	
2	0	2	0	0	人事	辞字	⑧
4	0	4	0	0	疊	その他	
13	*2	10	1	0	その他	計	
13	*2	11	0	0	人事	辞字	⑨
34	*1	31	2	0	疊	その他	
60	5	52	3	0	その他	計	
88	*3	83	0	2	人事	辞字	⑪
3	0	3	0	0	疊	その他	
35	0	34	0	1	その他	計	
126	3	120	0	3	人事	辞字	⑬
6	2	1	3	0	疊	その他	
5	*2	1	2	0	その他	計	
87	*18	13	56	0	人事	辞字	⑭
98	22	15	61	0	疊	その他	
11	0	9	0	2	その他	計	
0	0	0	0	0	人事	辞字	⑮
45	*14	7	22	2	疊	その他	
56	14	16	22	4	その他	計	

計	の ないも		重出し		るもの		重出す		部 名	類 型
	異なるもの	第一音節が	等しいもの	第一音節が	異なるもの	第一音節が	異なるもの	第一音節が		
8	0		8		0		0		事・辞 疊 その他	26
2	0		2		0		0			
8	2		6		0		0		事・辞 疊 その他	29
18	2		16		0		0			
15	0		13		1		1		事・辞 疊 その他	30
1	0		1		0		0			
20	*5		10		4		1		事・辞 疊 その他	31
36	5		24		5		2			
4	0		2		0		2		事・辞 疊 その他	32
0	0		0		0		0			
4	0		2		2		0		事・辞 疊 その他	33
8	0		4		2		2			
8	1		7		0		0		事・辞 疊 その他	34
0	0		0		0		0			
2	0		2		0		0		事・辞 疊 その他	35
10	1		9		0		0			
6	0		6		0		0		事・辞 疊 その他	36
0	0		0		0		0			
2	0		2		0		0		事・辞 疊 その他	37
8	0		8		0		0			
16	0		15		0		1		事・辞 疊 その他	38
0	0		0		0		0			
4	2		0		2		0		事・辞 疊 その他	39
20	2		15		2		1			
185	8		182		6		9		事・辞 疊 その他	総計
24	4		18		2		0			
255	43		119		89		4		事・辞 疊 その他	計
464	55		299		97		13			

以下、表中に含めた存疑の例を類型順に掲げる。

類型 ⑧

- (1) 械 (ワ辞字)  
 械 (ソ辞字)  
 械 (カ置字)

- (2) 詐 (ハカル)  
 詐 (ハカス)  
 詐 (ハカスナリ)  
 詐 (ハ辞字)

- (3) 忍 (カシコマル)  
 忍 (カシコマルナリ)  
 忍 (カ置字)

- (4) 拏 (カチヨク)  
 拏 (カチヨクナリ)  
 拏 (カ置字)

- (5) 桔 (カチ)  
 桔 (カチナツナ)  
 桔 (カチナツナハ)  
 桔 (カチナツナハハ)  
 桔 (カ置字)

表中、\*は存疑の例を含めての数値であることを示す



類型(9)

(6) 沮 ハハム 觀憚催阻 已上同 (ハ辞字)

(7) 拏 ヒヨラ 攢 セカ 攢同 (ヒ辞字)

(8) 跣 セン 踐 スアシ 踐同 (ス人辞)

類型(12)

(9) 龍鐘 シチケル (シ墨字) 龍鐘 タシム (夕墨字)

(10) 暴風 ハヤチ (ハ天象)

ホウ 暴風 ノロキノカセ 野分 俗 (ノ天象)

(11) 綵 スサ (木雜物) 綵 オウカク 差懸 繫イ本 (才雜物)

(12) 殊麻 ハ (ト植物) 殊麻 ウタカタ (ウ植物)

(13) 送 カスカヒ 未詳 (カ雜物) 送 アケカス (ア雜物)

(14) 小麦 コムキ (コ植物) 小麦 コムキ (マ植物)

(15) 砂 ヒスナゴ (ス地儀) 砂 マナゴ 織砂 同 (マ地儀)

(16) 襪 スソケコロモ (ス雜物)

襪 ランサン 直衣 俗云直衣是也 (ナ雜物)

類型(13)

(17) 牽牛 ケンキウ 河鼓 同 月暈 同 月院 同 (イ天象)

牽牛 ケンキウ 河鼓 同 (ヒ天象)

(18) 續斷 シヨクタン 含水藤 同 (ハ植物)

續斷 シヨクタン 含水藤 同 (オ植物)

(19) 王孫 スハリクサ 黃孫 同 (マ植物)

王孫 ソチハリ (ツ植物)

(20) 姉 シヲネ 女兒 同 (ア人倫) 姉 シヲネ (イ人倫)

(21) 口<sup>ク</sup>兄<sup>ケイ</sup> アニ  
又イワネ 阿兄<sup>アケイ</sup> 告<sup>ツ</sup>緝<sup>キョク</sup> (ア人倫)

クヤヤウ俗  
クニイ  
クニイ  
兄<sup>ケイ</sup> アニ (イ人倫)

(22) 糲<sup>ラク</sup> 先<sup>セン</sup>結<sup>ケツ</sup>反<sup>ハン</sup>米<sup>メイ</sup>麦<sup>マク</sup>破<sup>パ</sup>也  
アラモト 又コヌヒキ 杞<sup>キ</sup> 同  
下<sup>ゲ</sup>没<sup>モツ</sup>反 杞<sup>キ</sup> 同 (ア飲食)

コヌサキ  
糲<sup>ラク</sup> 米<sup>メイ</sup>麦<sup>マク</sup>破<sup>パ</sup>也 杞<sup>キ</sup> 同  
又アラモト 又作<sup>シヤク</sup> 杞<sup>キ</sup> (コ飲食)

(23) 校<sup>コウ</sup> ハツ<sup>ハツ</sup>ツ<sup>ツ</sup>サ<sup>サ</sup>ルト<sup>ルト</sup>リ  
又ヲホハラ 王<sup>オウ</sup>依<sup>イ</sup> 同 (サ植物)

オホハラ  
校<sup>コウ</sup> 執<sup>シツ</sup> (オ植物)

類型 (29)

(24) 泉<sup>セン</sup>郎<sup>ラウ</sup> アマ 海<sup>カイ</sup>人<sup>ニン</sup> 同 渙<sup>ハツ</sup>人<sup>ニン</sup> 又イヲトリ (ア人倫)

オホヨ  
渙<sup>ハツ</sup>子<sup>シ</sup> イヲトリ (イ人倫)

(25) 鯨<sup>セイ</sup> 魚<sup>イ</sup> サハ 鯨<sup>セイ</sup> 同 鯨<sup>セイ</sup> 同 (サ動物)

ハン  
鯨<sup>ハン</sup> 魚<sup>イ</sup> カセサハ 新<sup>シン</sup>婦<sup>フ</sup> 鯨<sup>セイ</sup> 同 (カ動物)

(26) 棘<sup>ケキ</sup> ヲト<sup>ト</sup>ロ 荆<sup>ケイ</sup> 同 榛<sup>シン</sup> 同 蓀<sup>ソン</sup> 同 藜<sup>レイ</sup> 同 (ヲ植物)

オホサ  
藜<sup>レイ</sup> 藜<sup>レイ</sup> 鷄<sup>キ</sup> 心<sup>シン</sup> 美<sup>メイ</sup> 藜<sup>レイ</sup> 同 (ヲ植物)

このうち、(1)(9)(10)(12)(15)(16)(18)(19)(20)(21)(22)(23)は別訓が下に挙げた参照例との間に誤写によるくい違いを起しているかと疑われる例であり、(11)(13)(24)(25)は掲出漢字が参照例と若干異なっているものである。また、(14)(17)(26)は参照例の方に訓の誤脱があるかと思われるものである。さらに、(2)(3)(4)(6)(7)(8)は別訓というよりも意味の注記と考えられるものである。

さて、右の表からは次のような事が判明する。

1、人事・辞字・疊字部においては、別訓は重出しない場合がほとんどであり、しかも主訓と別訓の第一音節が互いに等しいものがそれらのうちの大部分を占める。

2、人事・辞字・疊字の三部を除く他の部において、別訓が重出する場合、その別訓の第一音節が主訓のそれと異なるものが多く、一方、別訓が重出しない場合には、別訓の第一音節が主訓のそれと等しいものが多くを占める。存疑例を考慮に入れる時、この傾向は更に強くなる。

3. 右の傾向は、存疑例を考慮に入れるならば、入事・辞字・疊字の三部において認めうる。

以上の事実をどのように解釈すればよいのであるうか。私見を述べるならば次のようになるうかと思ふ。

すなわち、色葉字類抄においては、掲出漢字に二つ以上の訓が存する場合、できる限りそれらを並記しようとし、一方で漢字をその訓の第一音節のイロハ別で分類統合しようとする方式をとっているのが、結果的に、並記された訓の第一音節が互いに異なるものにあつてはそこに示された別訓が他の篇に重出していることになり、逆に第一音節が互いに等しいものにあつては篇を変えする必要が無く一箇所にまとめて並記され、別訓が重出することはなかつたのであろうと考えるのである。

色葉字類抄においては、以上のように別訓を並記するもの以外に、他の訓の存在を指示するかの如き次のような例が若干存在する。

(1) 母イロハ (イ人倫)  
見波下

ハ、母ハ、生一 (下略) (八人倫)  
母儀、母堂

(2) 鳥ロシシノコキトリ  
也見字ア (シ動物)

ハ、鶺鴒テイコウハ  
鳥鶺鴒同蓋慈言 (ウ動物)

(3) 願シルシシス氏ス交  
神 符扶一部  
見不部 (シ雑物)

ハ、符扶云扶也 符扶一部  
官一兵 (フ雑物)

(4) 鬚ヒクヒカミ  
又在奴下 又ヌカミ サ敬長長同 (ヒ人体)

ハ、鬚又カミ又ヒクヒカミ (又人体)

(5) 盆ヒン又ヒラカ  
見保下 (ヒ雑物)

ハ、正ホトキ今今凡凡又又作作 (木雑物)

(6) 罍ライモモククヒ  
器也 酒器也 (中略) 椀同馬馬管管又又馬馬  
器物也 作作盤盤 (モ雑物)

ハ、盆マリ又又作作椀  
一モモヒ (マ雑物)

(7) 狹セハシ  
見左下 (下略) (セ辞字) 狹サシ後後夾夾又又作作映映  
 (サ辞字)

これらの例に見られる「見〇部」「在〇部」の注記は、下に参照させた例からも明らかのように、同じ漢字が別の訓を伴なって他の篇に掲出されていることを示していると考えられる。こうした例も、一つの漢字に対してできるだけ別の訓をも並記しようとする傾向のあらわれと見なすことができようかと考へる。

なお、右に掲げた例についていささか注意を要する点がある。

それは、これらの例においてイロハによる分類に際して「部」と称していることである。色葉字類抄の序「今揚色葉之一字為詞條之初言凡四十七篇分為兩卷篇中勅部為令見者不勞時也」によれば、イロハの別は「篇」をもって称せられるはずであり、「部」は、色葉字類抄においては「天象」「地儀」「植物」「動物」「人倫」……などの意義分類に用いられるべきものである。したがって、イロハに対して「部」を用いているこれらの例は色葉字類抄の序文に示された方針とは異なつた方針に従っていることになる。色葉字類抄編纂に際しては幾つかの先行資料が利用されたことが推測されるが、あるいはそれらの資料の中にイロハを「部」で分けた資料があつたかとも

考へられる。なお今後の課題としたい。

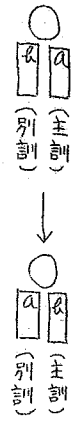
### 三、和名類聚抄における和訓の掲出順位との比較

さて、もし色葉字類抄において同じ漢字に二つ以上の訓が存する場合それらをできるだけ並記しようという方式が採られたのであれば、あなたの例において別訓であつた訓があなたにおいて同じ漢字の主訓の位置に見出せる時、あなたにおいて主訓であつた訓もあなたにおいて別訓として並記されているはずであろう。

そこで、別訓が重出している場合の訓の並記というところがどの程度徹底しているかについて調査を行った。なおここでは、用例数の多い⑧⑨⑫⑬の四つの類型に対象を限定した。

別訓が重出している場合の訓の並記について次の三つのタイプを考へた。

- Xタイプ——あなたにおける別訓があなたにおいて主訓として見出され、一方あなたにおける主訓があなたにおいて別訓として見出せるもの。図式化すると次のようになる。



Yタイプ——あなたにおける別訓が二なたにおいて主訓として見出されるのみで、二なたに他の訓の並記がされていないもの。



Zタイプ——あなたにおける別訓が二なたにおいて主訓として見出され、同時にあなたにおける主訓以外の他の訓が並記されているもの。



調査の結果を表に示すと次のようになる。

Z	Y	X	
0	2	1	⑧
0	3	0	⑨
3	22	33	⑬
0	12	13	⑬
3	39	47	計

(注) ⑬には、あるいは誤記かと思われるものでXともYとも判別できかねるものがそれぞれ三例・一例あるが、これは右の表からは除いておいた。

上の表においてXタイプとして⑧⑨⑬の類型に属する別訓重出例全九三例のほぼ半数の四七例が見出せることにより、色葉字類抄における訓の並記の傾向が、別訓の重出の場合にもある程度認められるように思う。

しかし一方で、別訓重出の例のうち、別訓のみが掲げられたYタイプの用例も三九例とかなりの数にのぼっている。したがって、特にXを多しとし、Yを少なしとして無視し去ることはできない。それでは一体、XとYとの違いは何に基づくものなのであるか。それぞれの用例は何か然るべき理由があつてXのタイプとYのタイプとに分かれたのではないだろうか。この点についてなお考察をすすめる為、その和訓においてあるいは附記された注記において色葉字類抄とかなりの類似点・共通点を有する和名類聚抄を取り上げ、和名類聚抄における、色葉字類抄と対応する漢字に対する和訓の掲出順位と、色葉字類抄における別訓重出のタイプすなわちX・Y・Zそれに別訓が重出しない場合（仮りにIタイプとする）などとの比較対照を試みた。

色葉字類抄の訓と和名類聚抄の和訓との対応のし方を、主に和名類聚抄の和訓の掲出順位の点から次

のように分けてみた。

1. 色葉字類抄の主訓・別訓が共に和名抄の当該漢字の訓に見出せるもの
  - A. 色葉字類抄の主訓に対応する訓が、和名抄において別訓に対応する訓より先に掲げられているもの
  - B. 色葉字類抄の別訓に対応する訓が、和名抄において主訓に対応する訓より先に掲げられているもの
2. 色葉字類抄に並記された訓のうち、主訓のみが和名抄の当該漢字の訓として見出せるもの
  - C. 色葉字類抄の主訓に対応する訓が、和名抄において他の訓より先に掲げられているもの
  - D. 色葉字類抄の主訓に対応する訓が、和名抄において他の訓の後に掲げられているもの
  - E. 色葉字類抄の主訓に対応する訓が、和名抄において当該漢字に対する唯一の和訓であるもの
3. 色葉字類抄に並記された訓のうち、別訓のみが和名抄の当該漢字の訓として見出せるもの
  - F. 色葉字類抄の別訓に対応する訓が、和名抄において他の訓より先に掲げられているもの
  - G. 色葉字類抄の別訓に対応する訓が、和名抄に

おいて他の訓の後に掲げられているもの

H. 色葉字類抄の別訓に対応する訓が、和名抄において当該漢字に対する唯一の和訓であるもの  
 こうして、X・Y・Z・Iのそれぞれに属する例が、このA〜Hのいずれにも多く該当するかについて調査した結果を、やはり表にして示す。なおこの調査においては、便宜上、「元和版本和名類聚抄」(二十巻本)を用いた。なおまた、字類抄の訓のいずれもが和名抄の当該漢字に見出せないものは、ここでは全て省略した。

I	Z	Y	X	⑨
3	0	0	0	A
4	0	1	0	B
2	0	0	0	C
0	0	0	0	D
11	0	0	0	E
2	0	0	0	F
0	0	0	0	G
5	0	0	0	H
27	0	1	0	計

I	Z	Y	X	⑧
4	0	0	0	A
0	0	0	1	B
1	0	0	0	C
2	0	0	0	D
10	0	0	0	E
1	0	0	0	F
1	0	0	0	G
8	0	0	0	H
27	0	0	1	計

H	E	B	A	類型	タイプ
0	0	1	0	⑧	X
0	0	0	0	⑨	
0	3	15	13	⑫	
1	0	6	4	⑬	
1	3	22	17	計	
0	0	0	0	⑧	Y
0	0	1	0	⑨	
3	1	2	4	⑫	
3	0	3	2	⑬	
6	1	6	6	計	
0	0	0	0	⑧	Z
0	0	0	0	⑨	
0	0	1	0	⑫	
0	0	0	0	⑬	
0	0	1	0	計	
8	10	0	4	⑧	I
5	11	4	3	⑨	
5	8	1	8	⑫	
0	5	3	8	⑬	
18	34	8	23	計	

右の表の中で比較的大きい数値を見せているA・B・E・Hの四通りの場合のみをとり出して見たのが次の表である。

I	Z	Y	X	⑬
8	0	2	4	A
3	0	3	6	B
1	0	0	1	C
0	0	0	0	D
5	0	0	0	E
0	0	1	0	F
0	0	0	0	G
0	0	3	1	H
17	0	9	12	計

I	Z	Y	X	⑬
8	0	4	13	A
1	1	2	15	B
1	0	0	0	C
3	0	5	0	D
8	0	1	3	E
0	0	1	0	F
1	0	2	0	G
5	0	3	0	H
27	1	18	31	計

- この表からX・Y・Iのそれぞれの特徴を考えると次のようになるであろう。
- (1) Xタイプの場合はAとBとが左倒的に多くE・Hが少ない。つまり、字類抄において別訓重出の際Xのタイプをとるものは、そのかなりの例が、和名抄に主訓、別訓共に見出せるものである。言い換えるならば、和名抄の掲出漢字に二つの和訓が見出せる場合、このXのタイプに属する諸例は、その二訓を忠実に並記しているものとみることができるのである。
- (2) Yタイプの場合は、A・B・Hが同数でありEは一例のみである。この場合は特にB・Hの二つのタイプに注目したい。これらは共に、字類抄における別訓に該当する訓が、先掲又は唯一つ掲げられるなどかなり重みを持ってゐる例である。この事と、字類抄において別訓のみが重出する事とはやはり関係があるのではないだろうか。
- (3) Iタイプの場合は、やはりA・Eが多いことに注目したい。すなわち、Iタイプにおける例のように別訓が重出しないのは、和名抄においてその別訓に対応する訓が存在しないか、又は字類抄の主訓に対応する訓に附随させられたかたちになつてい

るからではないだろうか。つまり同じ漢字に対する異存ったもう一つの訓として特に並記して示すほどの重みを、これら別訓は持っていないかたのではないか。

(4) XタイプとYタイプとは、共にA・Bが多くEが少ないという共通点を有するが、あえて相違点を求めるとするならばHがYタイプに多くXタイプに少ないという点であろう。Hが、色葉字類抄の別訓に対応する訓が和名抄に見出せる唯一の訓となつてゐる場合である以上、これがYタイプに比較的多いことはさして異とするに当たらないのではないかと考へる。

以上述べたことから、色葉字類抄における別訓の重出に和名類聚抄の和訓の掲出順位が多少なりとも関連を有していることが思われるのであるが、なお例外も多く更に細かい検討が必要である。今後の課題としたい。

まとめ

掲出漢字に和訓を並記することが、色葉字類抄の性格とどのような関連をもつのか。その幾分かは以

上で明らかにし得たように思う。

まず、漢字の訓の第一音節によって二つ以上の篇に分かつ、あるいは一つの篇の一箇所にまとめるといふことにかなり意を用いてある。並記された訓の第一音節が互いに異なつてゐる時にその別訓の重出例が高頻度を示し、逆に第一音節が互いに等しい時には重出例が少なかったことにより、そのことが考へられる。

次に、色葉字類抄は、別訓を同一漢字の下に並記する傾向があり、それから考へるに、この字類抄は、単に訓に基づいて漢字を引き出すというだけのものではなく、それらの漢字に對して他にどのような訓があるのかを讀者に知識として提供しようとしたものであると考へられる。そして、字類抄のこの二元性を考へるにあたっては、和名類聚抄のような字類抄編纂に際し参照されたと思われれる資料の影響も配慮する必要があると考へるのである。

〔後記〕

本稿を成すにあたっては小林芳規先生はじめ多くの先輩・同学の方々から適切な御指導と温かい励ましとを頂いた。記して深謝申し上げます。